

むろしんキャッシュカード取引規定

第1条 (カードの利用)

普通預金（総合口座の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカード、貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- 第1項 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金、貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
- 第2項 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻をする場合
- 第3項 当金庫の預金機を使用して預金を払戻し、同時にその払戻金を当座預金、普通預金（払戻口座を除きます。）、貯蓄預金、通帳式定期預金、定期積金に通帳を使用して預入れる（以下この取扱いを「振替入金」といいます。）場合
- 第4項 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- 第5項 その他当金庫所定の取引をする場合

第2条 (預金機による預金の預入れ)

- 第1項 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード（または通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- 第2項 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫、または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫、または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第3条 (支払機でのカードによる預金の払戻し)

- 第1項 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- 第2項 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しについても当金庫所定金額の範囲内とします。
- 第3項 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機の1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- 第4項 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第7条第2項に規定する自動機利用手数料金額および同条第3項に規定する払戻回数超過手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

第4条 (支払機での通帳による預金の払戻し)

- 第1項 当金庫のカードご使用の口座に限り、支払機を使用して通帳により預金の払戻しをすることができます。（但し、金庫所定の方法により通帳による払戻を行わない旨申し出のあった場合はこの限りではありません。）
なお、提携先の支払機ではこのお取り扱いはできません。
- 第2項 通帳により預金を払戻すときは、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機に通帳を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
なお、第3条第2項、第3項は本取引にも適用します。

第3項 通帳の記帳行が満行になった通帳では、本取引による預金の払戻しはできません。この場合は、窓口申し出て新しい通帳の交付を受けた後、前項の操作をしてください。

第5条 (預金機・支払機・振込機による振替入金)

第1項 当金庫の預金機、支払機または振込機（以下これらを「預金機等」といいます。）を使用して振替入金をする場合には、預金機等の画面表示等の操作手順に従って、預金機等に払戻しをする預金口座のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書および振替入金口座の入金票の提出は必要ありません。

第2項 預金機等による1回あたりおよび1日あたりの振替入金金額は、当金庫の定めた範囲内とします。

第3項 預金機等の案内手順に従って操作し、振替入金金額の確認操作を行った後は、預金機等でのこの振替入金の取消しはできません。取消しを必要とする場合は、振替入金口座名義人の承諾が必要となります。詳細は振替入金の操作を行った預金機等設置店の窓口にご照会ください。

第6条 (振込機による振込)

第1項 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

第2項 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込についても当金庫所定の金額の範囲内とします。

第3項 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による1日あたりの払戻金額について当金庫が本人から当金庫所定の方法により第3条3項により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

第7条 (自動機利用手数料等)

第1項 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または預金提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。

第2項 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

第3項 支払機または振込機を使用して貯蓄預金I型の払戻しをする場合（第8条第2項により当金庫本支店の窓口でカードにより貯蓄預金I型の払戻しをする場合を含みます。）、当該貯蓄預金I型の払戻し（通帳および払戻請求書の提出による払戻しを含みます。）が毎月1日から月末日までの1か月間に5回を超えるときは、その回数を超えるそれぞれの払戻しについて、貯蓄預金規定に定める払戻回数超過手数料をいただきます。

第4項 自動機利用手数料または払戻回数超過手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。

第5項 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

第8条 (預金機・支払機・振込機故障時の取扱い)

第1項 停電、故障等により預金機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。

第2項 停電、故障等により支払機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取り扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。

第3項 前記第1項、第2項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求められることがあります。

第4項 停電、故障等により振込機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

第9条 (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額または払戻回数超過手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取り扱った場合にも同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額とは別に、自動機利用手数料金額、払戻回数超過手数料金額および振込手数料金額を通帳に記入します。

第10条 (カード・暗証番号の管理等)

第1項 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。

第2項 カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。新規発行時、再発行時には生年月日、電話番号の組み合わせ、連続した番号(1 2 3 4等)、4桁の同じ数字等の他人に推測されやすい番号は暗証番号に使用できません。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この通知の前に生じた損害については、本規定第11条、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第3項 振替および振込については、本規定第11条、第12条に定める場合を除き、当金庫所定の操作により取引を完了したときは、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第4項 カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

第11条 (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

第12条 (盗難カードによる払戻し等)

第1項 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてから速やかに、当金庫への通知が行われていること
- ② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

第2項 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

第3項 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

第4項 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いませ

ん。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第13条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合、直ちに本人から当金庫所定の方法により届け出てください。この届出の前に生じた損害については、本規定第11条、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

また、氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第14条（カードの再発行等）

第1項 カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、または保証人を求めることがあります。

第2項 カードを再発行する場合には、当金庫所定の方法により表示する手数料をいただきます。

第15条（預金機・支払機・振込機への誤入力等）

第1項 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機または支払提携先の支払機および振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

第2項 カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫の窓口で預金の預入れまたは払戻しをした場合の提携金庫の責任についても同様とします。

第16条（解約、カードの利用停止等）

第1項 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当金庫普通預金規定、決済用普通預金規定、総合口座取引規定、および貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

第2項 カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

第3項 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

- ① 第17条に定める規定に違反した場合
- ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
- ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

第17条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第18条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、決済用普通預金規定、総合口座取引規定、および貯蓄預金規定により取り扱います。

偽造・変造・盗難カードによる払い出しにおける【**重大な過失または過失となりうる場合**】については次のとおりです。
なお、偽造・変造・盗難以外の詐取・横領等によるカード被害は第11条、第12条の対象となりません。

お客様の**重大な過失**となりうる場合

- (1) 他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) 他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他(1)～(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) 上記(1)および(3)につきましては、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対して暗証番号を知らせてうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

お客様の**過失**となりうる場合

- (1) 次の①または②に該当する場合

- ① 当金庫から生年月日等の推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測される書類等（免許証、資格確認書、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
- ② 暗証番号を容易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

- (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

- ① 暗証番号の管理

ア 当金庫から生年月日等の推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合

イ 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

- ② キャッシュカードの管理

ア キャッシュカードを入れたお財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においた場合

イ 酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

- (3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上